

委員の推薦について

<協議内容>

公立大学法人宮城大学 茅原拓朗教授を、伊豆沼・内沼自然再生協議会規約第5条第1項に基づき、第4条第1項(1)の「自然環境に関し専門的知識を有する者」に該当する委員として参加いただいてよろしいか。

<推薦人>

公募委員 三塚 牧夫 委員

<理由>

同氏は、研究テーマの1つとして、人が自然とのつながりをどのように感じ、それが環境配慮行動にどのように結びついているかを分析する認知行動学の分野である「ヒューマンネイチャーコネクテッドネス」に取り組まれている。

また、同氏のゼミや授業において、学生たちが取り組むテーマとしても、生物多様性を取り上げるなど、教育活動においても御活動されている。

これらの御知見等を踏まえ、今年度2回のワイズユース情報交換会にも参画いただき、伊豆沼・内沼の利用の方向性に関して客観的な助言をいただいた。

今後も、自然再生協議会で取り組む伊豆沼・内沼の「ワイズユース」をより効果的に取り組む上で、専門的な御助言いただけることが期待される。

<略歴>

【現職】

公立大学法人宮城大学 開発・創造学系教授（主担当：事業構想学群 価値創造デザイン学類）、
学術情報センター長（図書館副館長）、宮城大学出版会長、最高情報責任者（CIO）代理

【これまでの研究内容】

知覚や認知機能を中心としたヒトのこころや身体のはたらき・メカニズムを科学的に明らかにして、デザインやものづくりに役立てる活動に従事。近年では、日本基礎心理学会・こころの実験パッケージ研究開発委員会等での活動を通じた「自分自身を知る」ための心理学ワークショップデザインや、大学図書館の活動とも絡めた地域の文化・伝統芸能等のききとりやアーカイビング活動も積極的に行っている。

伊豆沼・内沼自然再生協議会規（一部抜粋）

※全文は、参考資料Ⅰ参照

（構成）

第4条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 自然環境に関し専門的知識を有する者
- (2) 自然再生事業に参加しようとする団体又は法人の代表者
- (3) 自然再生事業に参加しようとする地域住民
- (4) 国の関係行政機関及び関係地方公共団体の職員

（途中参加委員）

第5条 協議会は、前条第2項に定める任期中において、委員からの推薦があり、第9条に規定する会議の議決が得られた場合には、新たな委員を途中参加させることができる。

（協議会の会議）

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 構成委員のうち、第4条第1項第2号及び第4号に規定する委員にあっては、その指定する者を協議会の会議に代構成委員のうち、第4条第1項第2号及び第4号に規定する委員にあっては、その指定する者を協議会の会議に代理で出席させることができる。席させることができる。
- 3 協議会の会議は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。協議会の会議は、構成委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認めた場合、協議会の会長は、協議会の会議の進行に際して専門的知見を有する者の意見を聴取することを必要と認めた場合、協議会の会議に委員以外の者の出席を要請することができる。会議に委員以外の者の出席を要請することができる。